

## 居住用宅地の軽減措置が拡大されました

**適用面積が拡大されました**  
 —平成27年1月1日以降の相続が対象—

【改正前】

限度面積 240㎡  
 (減額割合 80%)

【改正後】

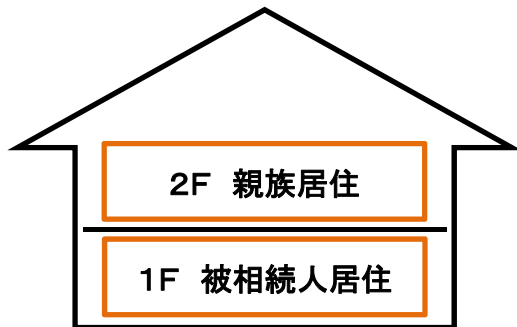
限度面積 330㎡  
 (減額割合 80%)

＜適用要件＞

- ① 同居親族が相続し、引き続き居住する場合に適用されます。
- ② 同居ではない親族が相続する場合は、一定の要件を満たすことで適用を受けることもできます。

**適用要件が緩和されました**  
 —平成26年1月1日以降の相続が対象—

- ① 完全分離の二世帯住宅に居住していた場合も適用を受けることが出来るようになりました。



改正前⇒別居とみなし1階部分のみ

改正後⇒1・2階ともに対象

- ② 老人ホームなどに介護が必要なため入所して空き家になっていた場合も適用を受けることが出来るようになりました。  
 (※その住宅が貸付等に使われていない場合)

ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

(相続税の申告、詳細な計算を要する場合は有料となります)



税理士

中田誠治

税理士

錦織慶典

税理士

平井篤志

税理士

檜山高志

税理士

手嶋豪紀

税理士

安齋康司

よつば会計

検索